

議案第 12 号

淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定の件

淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成 17 年淡路市条例第
114 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 号の表使用料の欄を削り、同号の表備考中「使用料又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条
例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料に適用し、同日前
の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

現 行	改 正 案																																			
別表（第5条、第11条関係）	別表（第5条、第11条関係）																																			
(1) 淡路市生穂会館	(1) 淡路市生穂会館																																			
(略)	(略)																																			
備考 (略)	備考 (略)																																			
(2) 淡路市大町会館	(2) 淡路市大町会館																																			
(略)	(略)																																			
(3) 淡路市久留麻老人福祉センター	(3) 淡路市久留麻老人福祉センター																																			
(略)	(略)																																			
備考 (略)	備考 (略)																																			
(4) 淡路市釜口老人福祉センター	(4) 淡路市釜口老人福祉センター																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> <th style="text-align: center;">冷暖房設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">300</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料			円	円	集会室	1時間	300	100	研修室	"	300	100	多目的室	"	200	100	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">冷暖房設備 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: center;">1時間</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	冷暖房設備 使用料			円	集会室	1時間	100	研修室	"	100	多目的室	"	100
区分	単位	使用料	冷暖房設備 使用料																																	
		円	円																																	
集会室	1時間	300	100																																	
研修室	"	300	100																																	
多目的室	"	200	100																																	
区分	単位	冷暖房設備 使用料																																		
		円																																		
集会室	1時間	100																																		
研修室	"	100																																		
多目的室	"	100																																		
備考 集会室及び研修室の2室を1室として同時に利用する場合の使用料又は冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額を加算した額とする。	備考 集会室及び研修室の2室を1室として同時に利用する場合の冷暖房設備使用料は、当該利用区分に係る使用料の額を加算した額とする。																																			
(5) 淡路市一宮老人福祉センター	(5) 淡路市一宮老人福祉センター																																			
(略)	(略)																																			
(6) 淡路市尾崎老人福祉センター	(6) 淡路市尾崎老人福祉センター																																			
(略)	(略)																																			
(7) 淡路市柳沢老人福祉センター	(7) 淡路市柳沢老人福祉センター																																			
(略)	(略)																																			